

說明資料

(消費稅關係)

目

次

1. あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	1
2. 「税についての対話集会」会場アンケートの結果（消費課税部分抜粋）	4
3. 「あるべき税制」の実現に向けた議論の中間整理（抄）	5
4. 消費税の中小事業者に対する特例措置の推移	6
5. 事業者免税点制度の適用状況（試算）	7
6. 所得税・法人税における申告義務等	8
7. 事業者免税点制度と「益税」の関係	9
8. EU加盟国における事業者免税点制度	10
9. 簡易課税制度の適用状況	11
10. 簡易課税制度と「益税」の関係	12
11. 平成12年度分課税仕入率の実態調査について	13
12. 事業区分別課税仕入率	14
13. 主要国の付加価値税における簡易課税制度の概要	17
14. 消費税の申告納付制度の改正の推移	18
15. 主要国の付加価値税における申告納付制度の概要（未定稿）	19

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成 14 年 6 月
税制調査会

第二 個別税目の改革

三 消費税

1. 消費税の現状と課題 ー 安定的な基幹税目とするためにー

消費税は、昭和 63 年の制度創設以来、その税収は安定的に推移し、国税収入の約 2 割を占めるなどわが国税制の基幹的な税目の一つとして定着してきた。しかし、その一方で、国民の間には、現行制度に対する不信感が依然として根強く残っていることも事実である。今後、少子・高齢化、グローバル化の一層の進展に伴って、消費税の役割がますます重要となっていく中で、制度の信頼性を高めるとともに、その税率水準の見直しを図ることが大きな課題となっている。しばしば指摘される消費税の所得に対する逆進性の問題については、消費税だけでなく、税制全体、更には、歳出面を含めた財政全体で判断することが必要である。

2. 今後の改革の方向

(1) 基本的考え方 ー 国民の信頼性の向上を図り消費税の役割を高める必要性ー

消費税は、少子・高齢化社会において、勤労世代に過度の負担を求めず、経済活動に対し中立的である等の性格から、世代間の公平の確保、経済社会の活力の発揮、安定的な歳入構造の確保のため極めて重要な税である。

社会保障支出の増大や財政構造改革を展望すれば、今後、税率を引き上げ、消費税の役割を高めていく必要がある。このためには、徹底した行財政改革を進めるとともに、消費税制度に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させるための措置を講じる必要がある。

このような観点から、まずは、以下に述べるような中小事業者に対する特例制度や申告納付回数の見直しを行うとともに、消費税の滞納について、引き続きその未然防止、整理促進に取り組むべきである。また、消費者の便宜のため、価格の総額表示（含む税額明記）が促進されるよう関係機関において適切に対応していく必要がある。

(2) 信頼性、透明性の向上に向けた改革 — 中小事業者に対する特例措置の抜本的な改革等 —

① 中小事業者に対する特例措置

中小事業者に対する特例措置は、中小事業者の事務負担に配慮し、事務の簡素化を図るために設けられている措置であるが、制度創設から既に13年が経過しており、制度全体に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させる観点から、早急に抜本的な改革に取り組むべきである。

イ. 事業者免税点制度

事業者免税点の水準（課税売上高が3,000万円以下）は、制度創設以来据え置かれ、依然として6割強の事業者が免税事業者となっている。このため、消費者の支払った消費税相当額が国庫に入っていないのではないかとの疑念を呼び、これが消費税に対する国民の不信の大きな背景になっていると考えられる。

したがって、個人事業者と法人の相対的な事務処理能力の差異も念頭におきつつ、現行の免税点制度を大幅に縮小すべきである。

現行の高い免税点水準の下では、事業者間取引を行う免税事業者が多数存在することを踏まえ、免税事業者からの仕入税額控除が認められている。その結果、消費税制度の透明性が低くなっているという問題については、後述するインボイス制度の検討に先立ち、事業者免税点の水準を大幅に縮減することで対応が可能である。

ロ. 簡易課税制度

簡易課税制度は、これまでも見直しが行われてきており、その適用割合は低下してきている。しかしながら、消費税制度が定着し事業者が納税事務に習熟してきたと考えられること、また事務処理能力のある中小事業者が納税額の損得を計算した上で適用している実態が多数存在していると指摘されていることから、制度の廃止を含めた抜本の見直しを行うべきである。

② 申告納付制度

消費税の申告納付制度については、これまでも、消費税の預り金的性格に鑑み、いわゆる運用益問題の解消に資する観点から改正が行われてきた。このような消費税の性格を考慮すれば、更に申告納付の回数を増やす方向で検討すべきである。申告納付回数について検討を行う場合には、納税者の事務負担や税務行政コスト、更には消費税の滞納問題との関係にも留意しつつ、幅広い観点から検討を行う必要がある。

③ 総額表示方式（消費者に対する価格表示のあり方）

消費者に対し消費税を含めた価格の総額を表示すること（総額表示方式）は、消費者の便宜を図る観点から積極的に検討されるべきである。ヨーロッパ諸国と同様、今後、消費者保護行政等の中で早急に具体化が図られるよう、関係機関において適切に対応していく必要がある。

④ インボイス制度

消費税制度の信頼性を向上させるためには、仕入税額控除の際に税額を明記した請求書等の保存を求めるいわゆる「インボイス方式」の採用が検討課題となる。しかしながら、現行消費税制度における請求書等保存方式は、単一税率や狭い非課税範囲の下では、適切な仕入税額控除に特段の支障はない。将来、複数税率が採用される場合には、軽減税率の対象となる範囲なども踏まえ、その採用について具体的な検討を行うべきである。

「税についての対話集会」会場アンケートの結果

～消費課税部分抜粋～

3. 消費課税

中小事業者に対する特例措置について

(5) 消費税の中小事業者に対する特例措置については、消費者の不満が強いことから、一定規模以下の事業者(売上3,000万円以下)の納税義務を免除する免税点の引下げと、一定規模以下の事業者(売上2億円以下)が簡易に消費税額を計算できる簡易課税制度の見直しが考えられています。これについてどうお考えですか？

(%)

	秋田	金沢	広島	長崎	那覇	平均
消費税に対する不信感をなくすため に見直しが必要	81	76	81	87	79	81
中小事業者の事務負担への配慮は必要 なので見直す必要はない	14	20	16	12	19	16
その他	4	4	3	1	2	3

「あるべき税制」の実現に向けた議論の中間整理（抄）

～総理指示5項目を中心に「対話集会」を踏まえて～

平成14年9月3日
税制調査会

4. 消費税の免税点制度等

(1)・(2) 省略

(3) これらの意見等を踏まえ、以下の方向で抜本的な改革に取り組む。

① 事業者免税点制度

事業者免税点の水準は、消費税制度の創設当初から長期間にわたって据え置かれたままであり、また、諸外国と比べても極めて高い。このことを踏まえ、免税事業者の割合を現在の6割強から相当程度縮小させるべく、現行の免税点制度の大幅な見直しを行う。

② 簡易課税制度

これまで二度にわたり簡易課税制度の適用上限を引き下げてきた。しかしながら、全ての事業者に対して本則の計算方法による対応を求めることが消費税制度のあるべき姿であるので、基本的には、廃止の方向で検討する。

消費税の中小事業者に対する特例措置の推移

【創設時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革等】 (注)平成9年4月施行
免税点制度 適用上限3000万円		資本金1000万円以上の新設法人は不適用 設立当初の2年間に限る。
簡易課税制度 適用上限 5億円	→ 4億円	→ 2億円
みなし仕入率 90%、80%の2区分	→ 90%、80%、70%、 60%の4区分	→ 90%、80%、70%、60%、 50%の5区分 ↳ (不動産業、運輸・通信業、 サービス業)
限界控除制度 適用上限6000万円	→ 5000万円	→ 制度の廃止

事業者免税点制度の適用状況（試算）

（平成12年度）

（千者）

売上高	免税事業者				課税事業者	事業者計
	1千万以下	2千万以下 ～1千万超	2千万超	計		
個人事業者	1,838 〔31.0%〕	604 〔10.2%〕	278 〔4.6%〕	2,719 〔45.8%〕	537 〔9.0%〕	3,256 54.9%
法人	476 〔8.0%〕	258 〔4.4%〕	223 〔3.8%〕	958 〔16.1%〕	1,719 〔29.0%〕	2,677 45.1%
計	2,314 〔39.0%〕	862 〔14.5%〕	501 〔8.4%〕	3,677 《62.0%》	2,255 《38.0%》	5,933 【100%】
（累積割合）	39.0%	53.5%	62.0%			

（注）1．「事業所・企業統計調査」（総務省）及び国税庁の課税事績等を基にした推計である。

2．免税事業者には、個人農業は含まれていない。

3．計数については、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

所得税・法人税における申告義務等

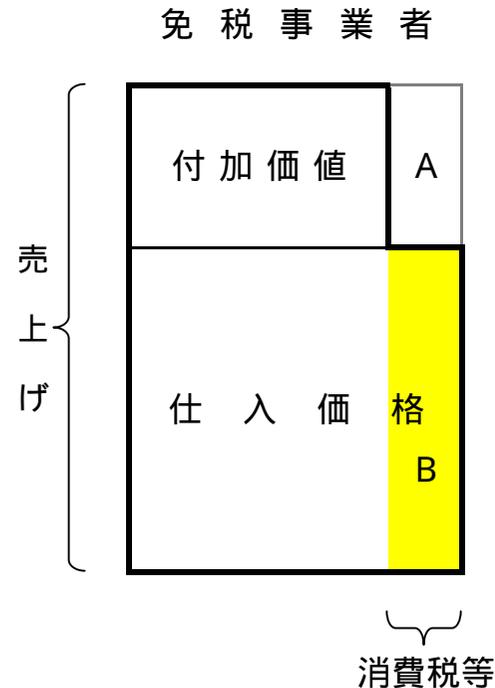
<p style="text-align: center;">個人事業者</p>		<p style="text-align: center;">法人</p>
<p style="text-align: center;">〔 所得税 〕</p> <p><u>年税額が有る場合のみ</u></p> <p style="text-align: right;">(所法5、120)</p>	<p style="text-align: center;">確定申告書の提出義務</p>	<p style="text-align: center;">〔 法人税 〕</p> <p><u>納付税額の有無にかかわらず</u> 内国法人には<u>提出義務あり</u></p> <p style="text-align: right;">(法4、74)</p>
<p>《青色申告書》貸借対照表、損益計算書及び所得金額の計算に関する明細書 《白色申告書》総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類</p> <p style="text-align: right;">(所法120、149)</p>	<p style="text-align: center;">申告書への添付書類</p>	<p>損益金の処分表、 貸借対照表及び損益計算書、 資本積立金額の増減に関する明細書</p> <p style="text-align: right;">ほか (法74)</p>
<p>《青色申告者》 仕訳帳、総勘定元帳 ほか 《一定の所得金額を超える者(青色申告者を除く)》 総収入金額及び必要経費に関する事項を簡易な方法で記録</p> <p style="text-align: right;">(所法148、231の2)</p>	<p style="text-align: center;">記帳義務</p>	<p>《青色申告法人》 仕訳帳及び総勘定元帳 ほか 《青色申告以外の法人》 現金出納帳等に簡易な方法で記録</p> <p style="text-align: right;">(法126、150の2)</p>

(注) 商法上、商人には商業帳簿(会計帳簿及び貸借対照表)の作成・保存義務が課されているが、会社(合名、合資、有限及び株式会社)については、商業帳簿の不記載及び不実記載について罰則が定められている(商法32、498、有限会社法85)。

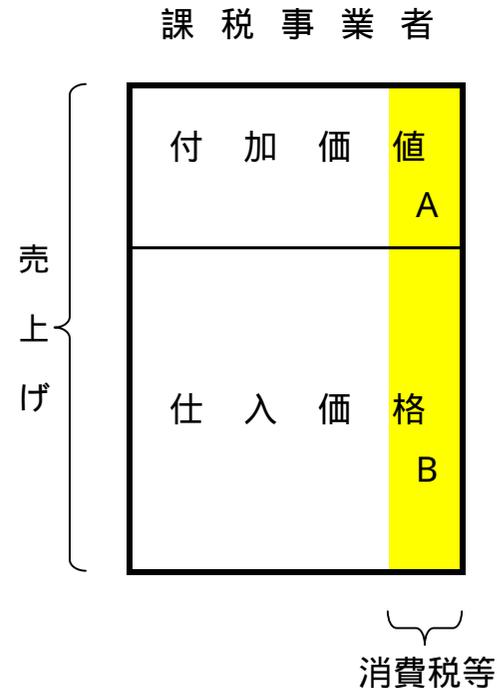
事業者免税点制度と「益税」の関係

免税事業者が消費税分として仕入価格の上昇分を上回る価格の引上げを行ったとすれば、その差額に相当するいわゆる「益税」が発生する。

(注) 適正な転嫁がなされていれば、いわゆる「益税」は発生しない。仕入価格の上昇分を価格に転嫁できなければ、いわゆる「損税」が発生することとなる。



免税事業者はAの納税を行う必要はないが、仕入価格が高くなるという形でBを負担しているため、その分の値上げを行う必要がある。(免税事業者がBを超えてAの全部又は一部に相当する転嫁を行う場合にのみ、いわゆる「益税」の問題が生ずることとなる。)



消費税が課税されると事業者はA+Bの値上げを行い、納税者としてAの納税を行う。(Bは仕入価格が高くなるという形で負担済)

E U 加盟国における事業者免税点制度 (2002年8月現在)

国名	日本	フランス	ドイツ	イギリス
免税点の水準	3,000万円	前暦年310万円 かつ 当暦年350万円	前暦年191万円 かつ 当暦年575万円	直前1年1,028万円 または 以降1年991万円
標準税率	5%	19.6%	16%	17.5%

国名	フィンランド	デンマーク	オランダ	スウェーデン	ルクセンブルク	ベルギー
免税点の水準	95万円	32万円	年税額20万円 以下の者は納 付税額を軽減	なし	115万円	64万円
標準税率	22%	25%	19%	25%	15%	21%

国名	アイルランド	イタリア	オーストリア	スペイン	ポルトガル	ギリシア
免税点の水準	584万円(サービ ス業は292万円)	30万円	125万円	なし	114万円	204万円
標準税率	20%	20%	20%	16%	17%	18%

(備考) 1. フランス、ドイツ及びイギリスについては平成14年8月現在、その他の国については平成13年8月現在の税制に基づく。

2. 邦貨換算には、次の換算率を用いた。

1ユーロ = 115円、1ポンド = 187円、1フィンランドマルカ = 19円、1デンマーククローネ = 16円、1ギルダ = 52円、

100ベルギーフラン = 285円、100リラ = 6円、100オーストリアシリング = 836円、100エスクード = 57円、100ドラクマ = 34円

簡易課税制度の適用状況

(平成12年度)

(千者)

売上高	簡易申告者					一般申告者	事業者計
	3千万以下	5千万以下 ～3千万超	1億以下 ～5千万超	1億超	計		
個人事業者	82 〔3.6%〕	129 〔5.7%〕	81 〔3.6%〕	21 〔0.9%〕	313 〔13.9%〕	224 〔9.9%〕	537 23.8%
法人	101 〔4.5%〕	186 〔8.3%〕	269 〔11.9%〕	194 〔8.6%〕	750 〔33.3%〕	969 〔43.0%〕	1,719 76.2%
計	183 〔8.1%〕	315 〔14.0%〕	350 〔15.5%〕	215 〔9.5%〕	1,063 《47.1%》	1,193 《52.9%》	2,255 【100%】
(累積割合)	8.1%	22.1%	37.6%	47.1%			

(注) 1 . 国税庁の課税実績から特別集計したものである。

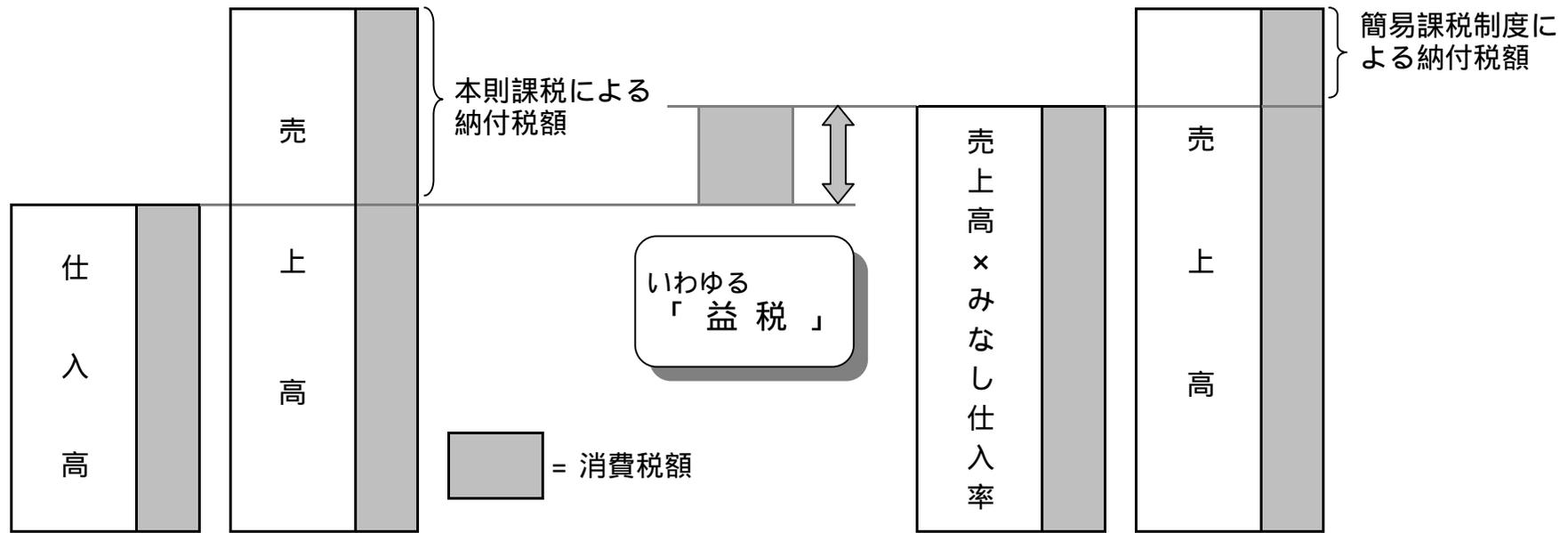
2 . 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

簡易課税制度と「益税」の関係

みなし仕入率が実態を上回って乖離している場合には、いわゆる「益税」が発生する。
 (注) みなし仕入率が実態を下回っていれば、いわゆる「損税」が発生することとなる。

本則課税

簡易課税



$$\text{売上高} \times 5\% - \boxed{\text{仕入高}} \times 5\% = \text{納付税額}$$

$$\text{売上高} \times 5\% - \boxed{\text{売上高} \times \text{みなし仕入率}} \times 5\% = \text{納付税額}$$

平成 12 年度分課税仕入率の実態調査について

(平成 12 年度分サンプル調査)

1. 概要

消費税の課税事業者における課税仕入率（課税仕入高 / 課税売上高）の実態を把握するために実施。本則課税適用者については、国税庁の申告事績（売上 2 億円以下の事績）に基づくものであり、簡易課税適用者については、売上 2 億円以下の簡易課税適用者の中から抽出した者の決算書等を基に消費税の課税仕入率を試算。

(注) 簡易課税適用者については、申告事績から実際の仕入税額を把握することができないため（みなし仕入税額で申告）、決算書等から課税仕入額を試算する必要がある。

2. 調査について

(1) 調査対象者

個人事業者：平成 12 年分、法人：平成 12 年度中に終了する事業年度分

本則課税適用者

国税庁の課税事績による売上 2 億円以下の事業者 669 千者（個人 209 千者、法人 460 千者）

簡易課税適用者（サンプル調査）

全国 12 の国税局（沖縄国税事務所を含む。）から抽出した 4,438 者（個人 1,670 者、法人 2,768 者）

(注) 兼業による影響を排除するため、主たる業種の売上げが 75%以上のものをサンプル調査の対象とした。なお、不動産については、不動産売買業（簡易課税の事業区分第 1 種（卸売業）又は第 2 種（小売業））と不動産賃貸、管理及び仲介業（簡易課税の事業区分第 5 種）が混在することから、明らかに不動産の売買を行っていると思われるものは調査対象から除外している。

(2) 課税仕入率の試算方法（サンプル調査）

課税仕入率の試算に当たっては、決算書等の売上原価及び販売費一般管理費等の必要経費額から、給料手当、支払保険料等の課税仕入に該当しない額を控除する方法で課税仕入高を把握。なお、課税仕入と非課税仕入（不課税を含む）が混在する可能性のある費目については、一定の仮定をおいて試算。

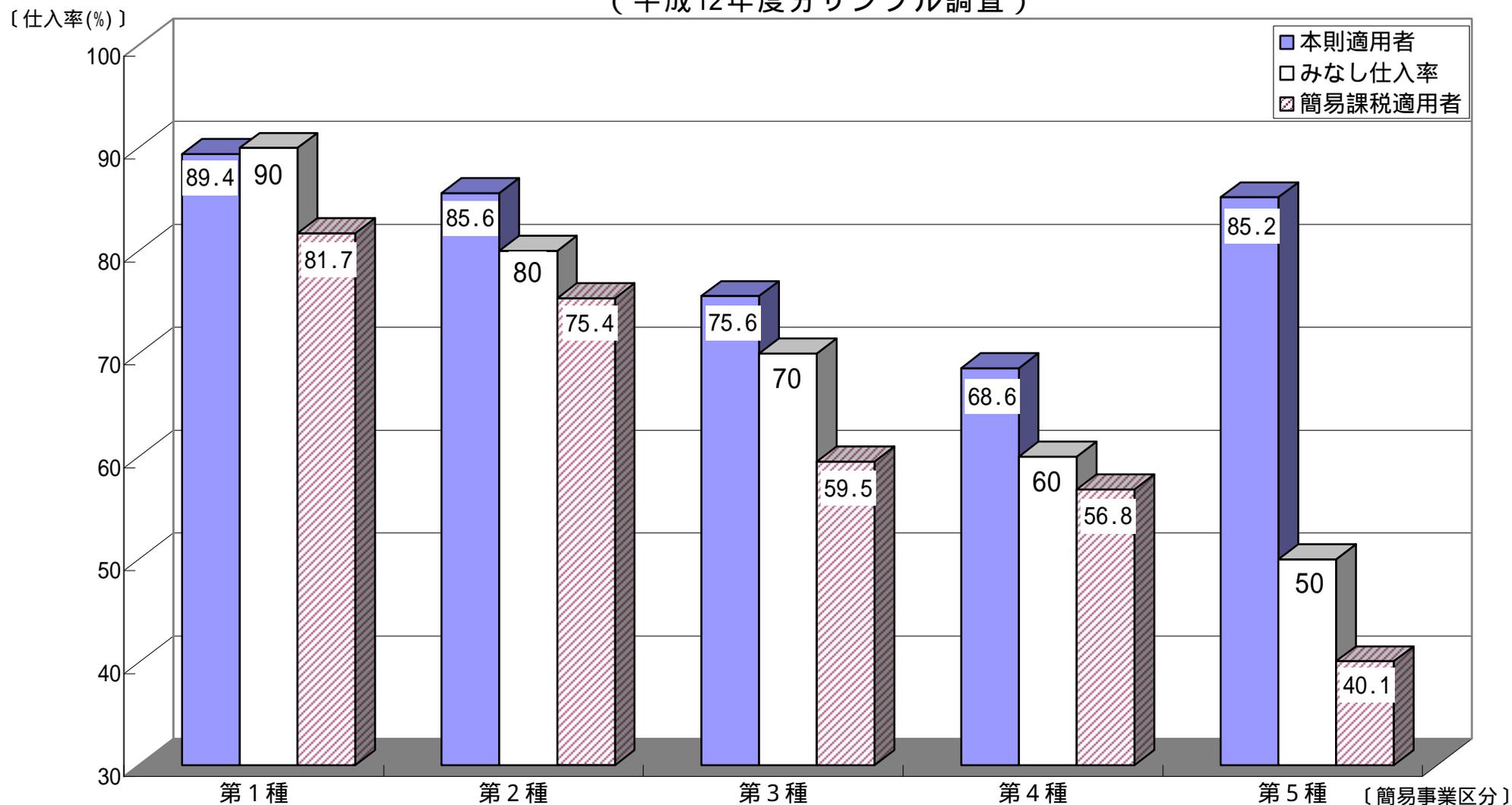
3. 調査結果概要

	卸売業	小売業	建設業	農林水産業	鉱業	製造業	飲食業	サービス業	運輸・通信業	不動産業
本則適用者	89.4%	85.6%	75.7%	86.1%	80.7%	73.8%	68.6%	85.2%	74.5%	93.6%
簡易適用者	81.7%	75.4%	61.8%	59.2%	54.3%	57.1%	56.8%	39.9%	36.0%	44.3%
サンプル対象者数	420者	574者	724者	100者	10者	723者	227者	1,291者	121者	248者
簡易事業区分	第 1 種	第 2 種	第 3 種				第 4 種	第 5 種		
みなし仕入率	90%	80%	70%				60%	50%		

4,438者

事業区分別課税仕入率 個人・法人計

(平成12年度分サンプル調査)



(備考) 1. 本則課税適用者の課税仕入率は、国税庁の申告事績(売上2億円以下の事績)に基づくものである。

2. 簡易課税適用者の課税仕入率は、全国12の国税局(沖縄国税事務所を含む。)から抽出した売上2億円以下の簡易課税適用者

4,438者について、決算書等を基に消費税の課税仕入率を推計した。

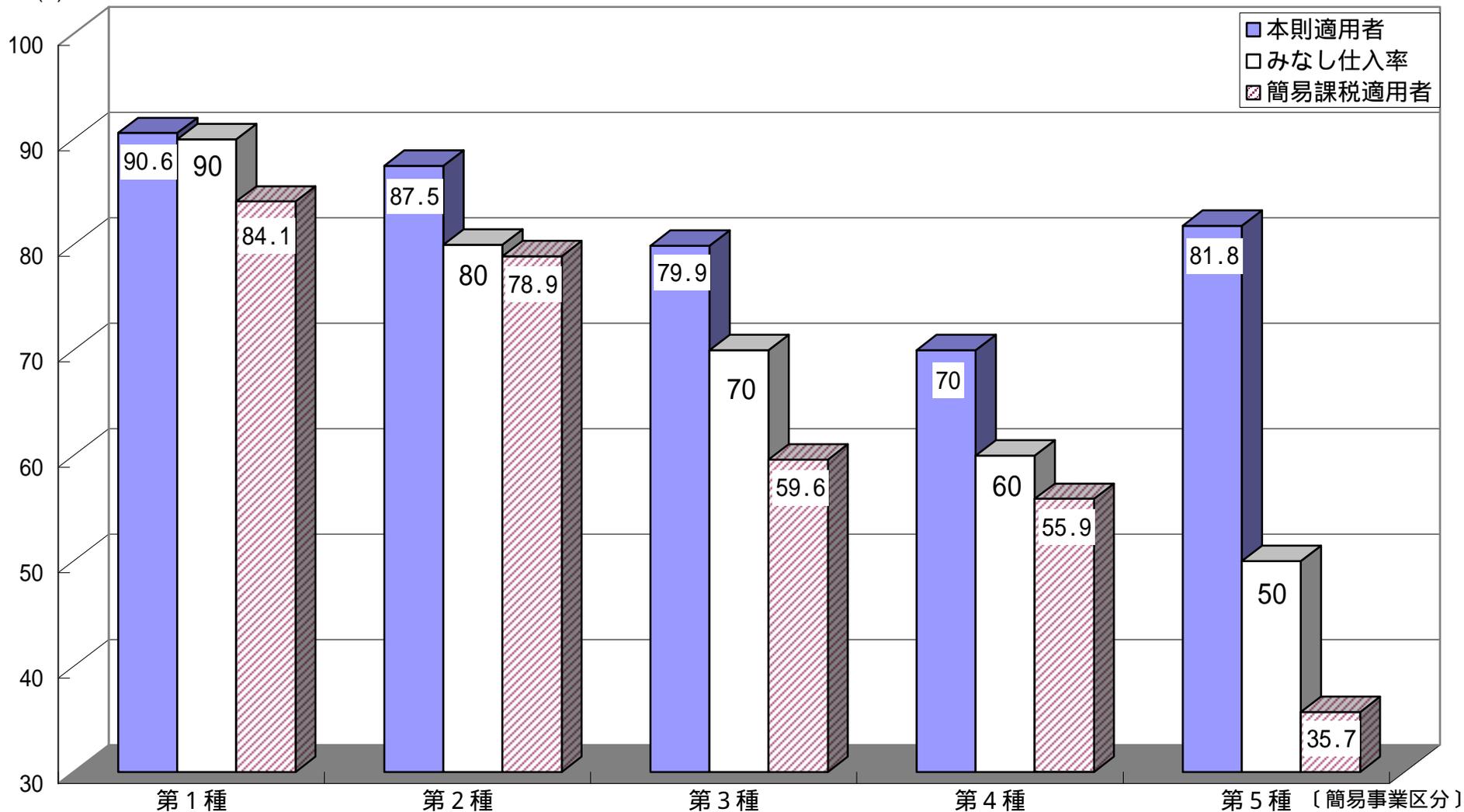
3. 簡易課税の事業区分は次のとおり。

第1種は「卸売業」、第2種は「小売業」、第3種は「製造業等」、第4種は「第1種から第3種及び第5種以外」、第5種は「サービス業等」をいう。

事業区分別課税仕入率 個人

(平成12年度分サンプル調査)

[仕入率(%)]



(備考) 1. 本則課税適用者の課税仕入率は、国税庁の申告事績(売上2億円以下の事績)に基づくものである。
 2. 簡易課税適用者の課税仕入率は、全国12の国税局(沖縄国税事務所を含む。)から抽出した売上2億円以下の簡易課税適用者

4,438者(うち個人事業者1,670者)について、決算書等を基に消費税の課税仕入率を推計した。

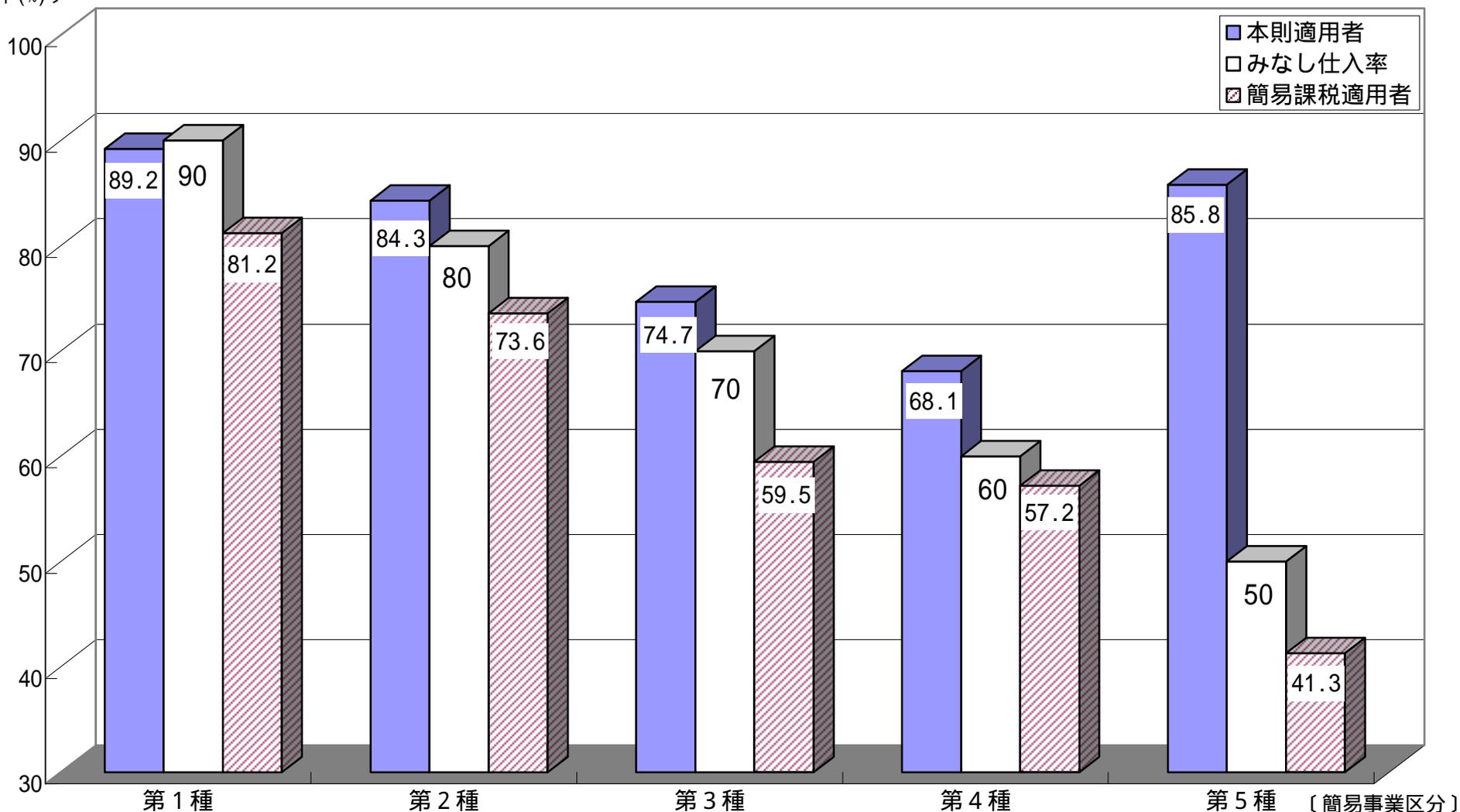
3. 簡易課税の事業区分は次のとおり。

第1種は「卸売業」、第2種は「小売業」、第3種は「製造業等」、第4種は「第1種から第3種及び第5種以外」、第5種は「サービス業等」をいう。

事業区分別課税仕入率 法人

(平成12年度分サンプル調査)

〔仕入率(%)〕



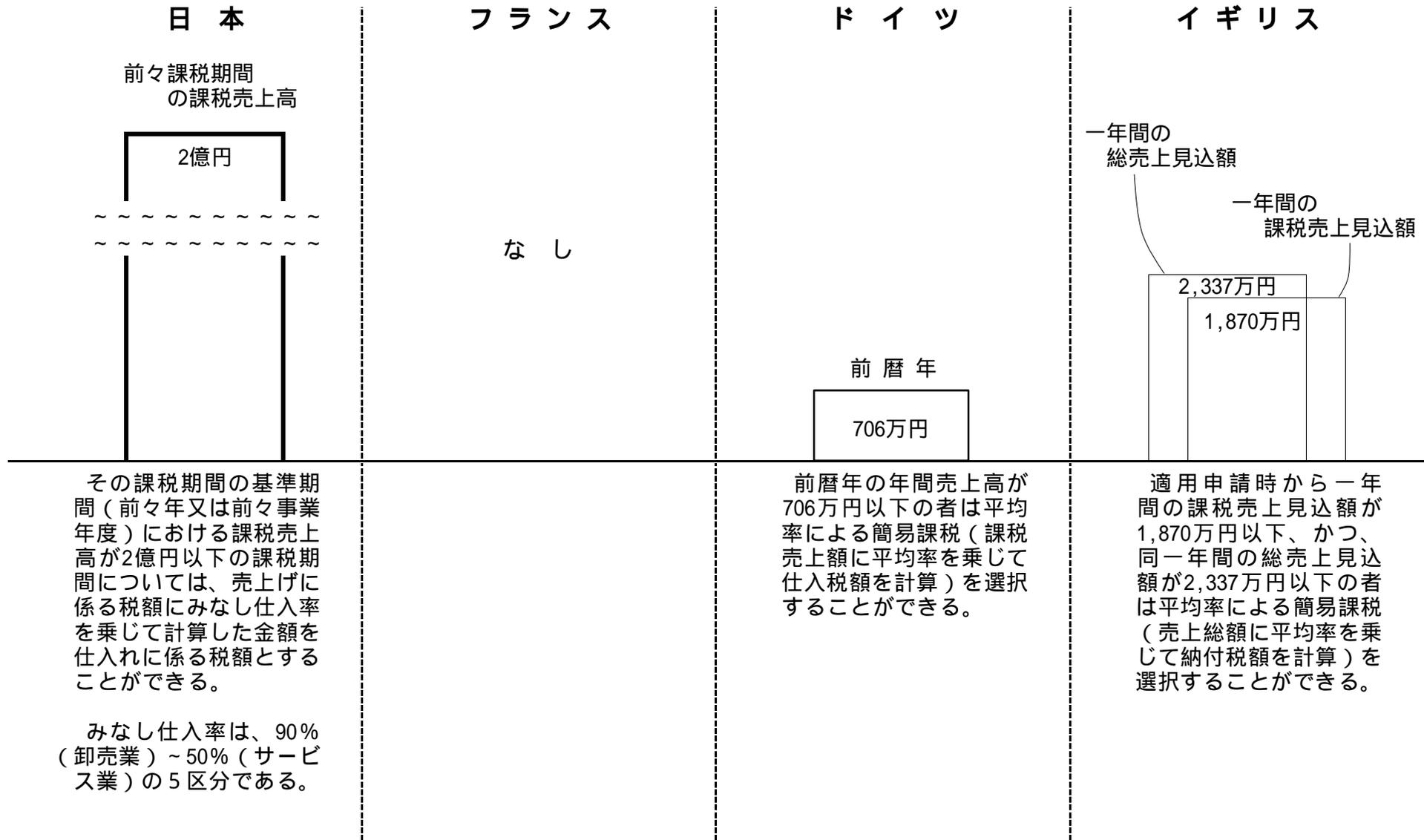
(備考) 1. 本則課税適用者の課税仕入率は、国税庁の申告事績(売上2億円以下の事績)に基づくものである。
 2. 簡易課税適用者の課税仕入率は、全国12の国税局(沖縄国税事務所を含む。)から抽出した売上2億円以下の簡易課税適用者

4,438者(うち法人は2,768者)について、決算書等を基に消費税の課税仕入率を推計した。

3. 簡易課税の事業区分は次のとおり。

第1種は「卸売業」、第2種は「小売業」、第3種は「製造業等」、第4種は「第1種から第3種及び第5種以外」、第5種は「サービス業等」をいう。

主要国の付加価値税における簡易課税制度の概要 (2002年8月現在)



(備考) 邦貨換算には、次の換算率(基準外国為替相場：平成13年12月から平成14年5月までの実勢相場の平均値)を用いた。
1ユーロ = 115円、1ポンド = 187円

消費税の申告納付制度の改正の推移

	【導入時】	【平成3年改正】	【平成6年秋の税制改革】 (注)平成9年4月施行	前課税期間 の年税額
年4回 { 確定申告 1回 } { 中間申告 3回 }		500万円超	(500) 400万円超	500万円 400万円
年2回 { 確定申告 1回 } { 中間申告 1回 }	60万円超	500万円以下 60万円超	(500) 400万円以下 48万円超 (60)	60万円 48万円
年1回 (確定申告 1回)	60万円以下	60万円以下	(60) 48万円以下	
消費税率 (地方消費税を含む)	3 %	4 % (5 %)		

(注) () 書きは、地方消費税(消費税率換算1%相当)を含む。

主要国の付加価値税における申告納付制度の概要 (未定稿)

(2002年8月現在)

国名	日 本	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス	E C 指 令	
課税期間	1年 [選択により3か月]	1か月	1年	3か月 [選択により1か月]	1か月、2か月、四半期 又は加盟国の任意により定める1年を超えない期間	
申告・納付	確定	年1回 課税期間終了後 2か月以内に申告・納付 [個人事業者 翌年 3月31日]	年12回 翌月15日から24日の間 (事業者ごとに指定)に申告・納付	年1回 課税期間の翌年 5月31日までに申告 (納付は申告から1か月以内)	年4回 課税期間終了後 1か月以内に申告・納付	年1~6回 課税期間終了後 2か月以内に申告・納付
	中間	〔前課税期間の年税額に応じて以下の中間申告・納付〕 400万円超 年3回 ・48万円超 年1回		年12回 毎月の発生税額を中間申告・納付	〔基準期間(1年間)の税額が200万ポンド(3.74億円)超の場合、年8回の予納〕	仮納付を請求可
	中小特例等		年間売上高に応じて、 年1回の確定申告 かつ 年4回の予納 を選択可 物品販売・宿泊施設業 76.3万ユーロ(8,774万円)以下 ・その他 27.0万ユーロ(3,105万円)以下 年税額4,000ユーロ(46万円)未満の者は、 年4回の確定申告 を選択可	前年の税額に応じて、 年1回の確定申告 かつ 以下の中間申告を選択可 6,136ユーロ(71万円)以下 年4回の中間申告 ・512ユーロ(6万円)以下 中間申告なし	年間課税売上高が30万ポンド(6,610万円)以下と見込まれる者は、 年1回の確定申告 かつ 過去1年間の課税売上高等に応じて以下の予納を選択可 10万ポンド(1,870万円)超 年9回の予納 10万ポンド(1,870万円)以下 年3回の予納 (前年の税額が2,000ポンド以下の場合には予納なし)	

(備考) 邦貨換算は次のレート(基準外国為替相場:平成13年12月から平成14年5月までの実勢相場の平均値)による。1ユーロ=115円、1ポンド=187円。